

要請に当たっての指定事項等について

※ 下線部が変更部分

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、「平成27年度におけるテレビ国際放送の実施について（要請）」（平成27年4月9日付け総情国第19号-2-2）のうち、4の（1）を次のように変更し、当該変更後の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

1 放送事項

放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- （1）邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- （2）国の重要な政策に係る事項
- （3）国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- （4）その他国の重要事項

2 放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

- （1）放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- （2）放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- （3）用いる言語は、英語とすること。他の言語を併せ用いることができる。また、英語以外の外国語による放送の取組を試行的に行うなど、多言語化に向けて、必要な取組を進めること。
- （4）国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態を踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行うこと。特に、平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。
- （5）この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- （1）この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算（平成27年度予算（平成26年度補正予算を含む。）及び平成27年度補正予算）において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- （2）この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成27年4月9日から平成28年3月31日までとする。

以上